

遺品整理業のエスノグラフィー (1)*

——宝塚市と西宮市の事例から——

藤 井 亮 佑**

1 はじめに

本稿は、兵庫県宝塚市、西宮市の遺品整理業者による「遺品整理」という作業について参与観察を通じて記述することを目的とする。調査から得た複数の作業事例を提示するにあたり、数回にわたって連載していく予定である。

遺品整理業とは、遺品という死者の所有物であったものを処理することを専門とする業種である。元来、遺品の処理というのは、形見分けといわれるような個人の死後の「後片付け」の一つであり、家族を主体として世俗的に行われていた。しかし、現在ではその遺品の処理に関して遺品整理業という専門業種に役割が取って代わる状況があり、これは「市場」に後片付けがまかされていくことを意味する。

この遺品整理業に関する社会学的研究は、ほとんど手を付けられていない。これまで死と死別に関する社会学的研究は、葬儀にみるような死者儀礼に着目されてきたことがある (Ariès 1977 = 1990: 23)。この死者儀礼を研究する文脈から、先行研究ではその研究対象として葬儀業、霊園産業が扱われ、資本主義社会では死と死別に関する専門業種が登場することが数々取り上げられてきた (Suzuki 2000) (玉川 2018)。この死者儀礼の

担い手が親族や地域共同体から葬儀業・霊園産業という専門業者へと変化することについては「死の産業化」(大村・井上編 2013)と指摘されている。だが、遺品整理業についてはいまだ研究対象とされず、社会福祉の課題として孤独死の処理においてこの業種の存在が言及されるにとどまっている (結城 2012)。先行研究の問題は、研究対象を死者儀礼に着目するがゆえに、看取りの場の後に残されている世俗的な遺品の処理の産業化として新たに登場している遺品整理業の存在が取り上げられていないことにある。モノがあふれる消費社会では、人の死に際して、遺品が新たに問題となることが遺品整理業の登場にあらわれている。本稿は死を起因とする処理の残余カテゴリーである遺品の処理に新たな産業化が起こっていることを捉えるために遺品整理業を取り上げる。

遺品整理業という名が認知されるきっかけには、一業者の「遺品整理」の様子が記された書籍の出版があった (吉田 2006)。それ以前には、新聞記事に遺品整理業という業種名は登場せず、また業者や企業らが遺品の処理を行うという市場を通した事例もみられない¹⁾。2011年になると「一般社団法人遺品整理士認定協会」が設立され、「遺品整理士」の資格化が起こった (木村 2015)。このような業界サービスの均質化がみられるなか、2016年には電話帳検索から遺品整理業を名

*キーワード：遺品整理業、形見、供養品

**関西学院大学社会学研究科博士課程後期課程

1) 以下の新聞記事データベースを用い、遺品整理業について調査した。「聞蔵 II ビジュアル」[朝日新聞] (2016年3月31日取得 <http://database.asahi.com/library2/main/top.php>)、「毎索」[毎日新聞] (2016年3月31日取得 <https://dbs.g-search.or.jp/aps/WSKR/main.jsp?uji.verb=GSHWA0290&serviceid=WSKR>)、「ヨミダス歴史館」[読売新聞] (2016年3月31日取得 <https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>)、「The Sankei Archives」[産経新聞] (2016年10月27日取得 <http://webs.sankei.co.jp/search/edu/search.jsp>)、「日経テレコン 21」[日経新聞] (2016年10月27日取得 <https://t21.nikkei.co.jp/g3/CMNDF11.do>)、「中日新聞・東京新聞記事データベース」(2016年11月15日取得 <https://ace.cnc.ne.jp/cgi-bin/clip/GU202>)。

乗る事業者が全国に2600社数えられた²⁾。それでは、具体的な事例を次章以降みていく。

2 兵庫県宝塚市の遺品整理業者「B」

まず宝塚市にある業者「B」について取り上げる。「B」の代表N氏³⁾は遺品整理業を始める前には兵庫県西宮市の葬儀会社の従業員として働いていた経験がある。当時から、高齢者の独り暮らしは多く、遺族から遺品の片付けの相談をされる事が多かったという。N氏は葬儀関係の仕事に加え、引越しの仕事の経験もあり、遺族に対する対応や、荷物の取扱いのノウハウを活かせる、遺品整理業として2012年に始業した。N氏は遺品整理士認定協会の認定整理士の資格を取得している。その他、N氏は特殊清掃士認定協会、日本ハウスクリーニング協会、遺品整理不正防止情報センター地区統括委員に所属する。事業体制の概要であるが、宝塚市に事務所を置き、正社員は8名。主な業務過程は、見積もりを行った後、作業に3~5名で現場に向かうという流れで行われる。この業者は、当初はピラ配りをする事もあったが、現在ではインターネットにのみ広告を出している。それでも現在は月に5~10件の依頼を受ける。依頼が来るのは主に、遺族であり、多くは死者の子にあたる。その他、葬儀業者や不動産業者からも依頼がある。

料金についてだが、作業に入る前に現場を訪れ、依頼者に会い、見積もりを行う。「B」の遺品整理の料金は部屋の間取りに合わせる形で以下のようにある⁴⁾。1K・1R 30,000円~、1DK 50,000円~、1LDK 70,000円~、2DK 110,000円~、2LDK 140,000円~、3DK 170,000円~、3LDK 200,000円~、4LDK以上 230,000円~。一件当たりの作業時間は約5時間としている。無料のオプションサービスとしては、掃除機・拭き

掃除、エアコン取外工事(3台まで)としている。料金は3万円からということになっているが、作業料金はゴミの量によって決まる。搬出する物の量が増えれば、作業時間や、業者がレンタルするトラックの台数も増加する(2トントラック一台につきレンタル12時間から24時間の相場が2~3万円である)。

N氏は過去に行った遺品整理作業を振り返り、それは「なかにあるものを出していく」のだと語る。かつての住人が過ごした部屋には彼の遺品がそのままになっている。その遺品を前にした遺族とN氏のやりとりは次のようである。

(依頼者である息子が)「いやあ、オヤジこんなん置いとったんか」、とかね。お父さん、俺は頑張るよ、みたいな(過去に依頼者が書いた)手紙をお父さんが大事に置いとるわけよ。で、亡くなってから、自分が学生のころに書いた手紙を読み返して、あ、オヤジに俺こんなこと書いてたんや、みたいな。それ見て、もっかい頑張らなあかんみたいなね⁵⁾。

「B」では遺品整理作業において、依頼者から遺品全てを廃棄するように頼まれていてもあえて残しておくことがある。

僕らはなんぼ一般のお客様が捨てられても、これを処分するのはなあ、ということですね。いろいろな事情も、もちろんあるんですけど、出てきたのにさみしいなと思って。それでも僕ら、なんも言われへんやんか。で、とりあえず、置いとくわけですよ。そっと、箱に入れて残しておくわけ。

作業終わってから、ご集金させてもらう時に、(依頼主が)「まさかと思うけど、もうないよな?」っていうことで、レコード、文

2) 遺品整理業者数に関しては、実際に1件ごとに業者へ当たることのできるものとして下記のものをを用いた。iタウンページ, 2016, 「全国の『遺品整理業』に関するお店・施設を探す」, iタウンページ, (2016年7月4日取得 <http://itp.ne.jp/result/?kw=%88%E2%95i%90%AE%97%9D%8B%C6>)。

3) Nは仮名である。

4) 「B」, 2016, 「遺品整理専門 | 宝塚・芦屋・尼崎・西宮 遺品整理なら『B』」, 「B」ホームページ, (2016年5月28日取得 URLは秘匿とする)。

5) これは2016年1月23日「B」の遺品整理作業中に筆者が聞き取りした代表N氏の語りである。

集、写真とかをボンって渡したら、「よかった、ありがとう。墓まで持って行くわ」ってね。だから、僕らで決して判断できないことばかりで⁶⁾。

「B」は死者が普段身に付けていたようなもの、メガネ、靴、つえ、指輪なども用心して依頼者にその処分の是非を伺うという⁷⁾。このように遺品整理作業で依頼者が立ち会う限り、出てくるモノの処分について逐一確認することが基本となる。

一方で、遺族には見せられないと判断して「B」が勝手に廃棄するものもある。

そこはおばちゃん亡くなって。ほんま言いくいこと言うけど、大人のおもちゃ、ごっそお出てくるときあんねん。だって、見せられへんやん、遺族の人に。内緒で捨てるよ。どかん出てきました、どうします？ なんか言うたら、そらもうアホやでほんま⁸⁾。

しかし、遺品整理の作業では捨てるだけでなく、依頼者が掃除で使ったタオルやビニール紐など、余ったもので作業で使えるものがあればN氏がもらうこともある。N氏が用いる工具箱も作業現場の遺品であったものが多くあるという。さらに、電化製品（液晶テレビなど）で使用可能なものは依頼者に許可を取り、福祉施設にN氏が寄付することもある。

「B」の事例⁹⁾——供養される遺品

作業が行われた現場は、尼崎市にある一戸建ての賃貸住宅であった。ここでは、高齢男性が一人暮らしをしていた。男性は病院でなくなったという。遺品整理の依頼者は亡くなった男性の遺族であった。男性には妻と娘がいたが別居状態であった。

現場に残されていたのはエアコンや、割れた窓ガラス、椅子などの家具などのいわゆる粗大ゴミであり、それらを取り外し、家から運び出す作業を行った。その他の遺品の多くは、すでに依頼者である遺族によって片付けられていた。

一階の部屋には仏壇が残されており、榊と夏みかんが供えられていた。この仏壇は遺品整理作業の最後に運び出された。仏壇を片付ける前には、遺品整理の作法として、「B」の作業員全員が依頼者に見てもらいながら、仏壇に向かって合掌し、黙祷をした（これは遺品整理士協会のなかで作りに出された遺品整理作業における作法の一つでもある¹⁰⁾）。

そして、仏壇の中にあった小さな仏像、杯など、仏具とおもわしきものはすべて別のダンボール箱に選別していく。この業者は提携している神社があり、そちらで「お焚き上げ」という供養をしてもらう。お焚き上げとは、神社や寺院など宗派に限定せず、供養として儀礼的に焼却処分することである。仏壇の中からはへその緒が出てきたが、これは依頼者に確認し、お焚き上げの箱に選別された。また部屋の隅に置いたままにされていた人形もお焚き上げの箱へ移された。また、仏壇

6) 前注と同じ。

7) 2016年4月28日10時46分～11時00分に行った「B」への電話取材による。

8) 2016年1月23日「B」の遺品整理作業後に筆者が聞き取りした代表N氏の語りである。

9) 調査日は2016年1月23日。遺品整理業「B」ともに10時から14時まで作業員3名と遺品整理作業に立ち会った。

10) 「遺品整理士 魂の四原則」（遺品整理士認定協会理事長、木村榮治）

一、遺品整理士は、ご遺族の方に真の思いやりと心からの親切を第一とする。

一、遺品整理士は、身だしなみや清潔感を第一とする。

（服装、頭髪、頭髪の色など）

一、遺品整理士は、故人に敬意を持って、作業する。

・お仏壇がある場合は、必ず手を合わせる。

・故人に感謝されるよう、仕事を行う。

一、遺品整理士は、故人の遺品を自身の家族のもののように扱い、ご遺族や地域社会への奉仕の心を忘れない。（遺品整理士認定協会，2015，遺品整理士認定協会 Facebook ページ 2015年6月12日付更新記事添付の図より，〔2016年3月31日取得 <https://ja-jp.facebook.com/ihinseirishi.org/>〕。）

からはロウソク、線香だけではなく、年代物のコンドームがあらわれた。これに作業員の一人が「あっ」と声をあげたが、横で仏壇のなかを整理するもうひとりの作業員が「声を出すな、声を」と繰り返して諫め、コンドームが出てきたことは依頼者には伝えず、すみやかに捨てるものとして選別された。

すべての遺品を運び出し、全ての部屋の箒がけが済むと作業は終了となる。仏壇とお焚き上げの箱はその後、業者「B」の提携する神社に運ばれていった。これらの供養後は「お焚き上げ証明書」が発行され依頼者へ送られる。

3 西宮市の遺品整理業者「C」

次に事例として提示する西宮市の遺品整理業者「C」は、廃棄物事業から遺品整理サービスとして専門化した業者としてあげられる。1960年、有限会社「D」（その後「C」が独立）が創業、家庭ごみ・事業ごみ収集事業として始業し、主な作業は一般廃棄物の収集運搬／産業廃棄物の収集運搬であった（「E」ホールディングス¹¹⁾ 2015: 1)。西宮市からの委託を受け、家庭ごみの収集をし、また、西宮市内の事業所（オフィス、飲食店、スーパーマーケット等）から出る事業ごみ（事業系一般廃棄物）を市の処理センターに搬入するほか、西宮市内外の工場や病院等から廃棄される産業廃棄物及び感染性廃棄物の収集運搬も行っていった（*Ibid.*: 10）。「C」社長のO¹²⁾氏は、現在の遺品整理やゴミ屋敷の片付けといった仕事は、かつては自治体からの依頼を受けて、「D」のような廃棄物処理事業者に処理を託されていたと説明する（O 2012: 139¹³⁾）。そこでは近隣住民・マンションオーナーの依頼を受けて、自治体が調査し、その上で親族か、廃棄物処理事業者が処理するというものであった（*Ibid.*: 141）。そして、2011年に「おかたづけサービス」と銘打ち、

遺品整理・住空間整理（在宅介護の受け入れや施設の入居に伴う部屋の整理、また何らかの事情で部屋もしくは家全体が「ごみ屋敷」化した状態を片付け、不用品を撤去する事業）として、「C」が「D」から独立し、始業する（「E」ホールディングス 2015: 2-9）。

先の業者「B」と、同様に「C」でも供養という処理の手続きがみられた。「C」の倉庫には、遺品整理作業で供養品として出た遺品が集められてきている。ここには祭壇が設けられ、神社と提携し、定期的に供養がここで執り行われる。図1の奥にみられる黒い扉を展開すると祭壇が出来上がる。手前の机に置かれた箱の中身は供養品として分類された遺品である。供養が行われるまで、この状態で置かれている。

図2で、箱のなかに見られたのは御守りや御札といったもののほかに、人形、ビー玉など特定の宗教に一見関係のないものも混在する。ここには業者の遺品整理の空間から直接持ち帰ったものだけでなく、以前業者が関わった顧客から、供養のためだけに郵送されてくるものも含まれている。



図1¹⁴⁾ 「C」の遺品供養用祭壇

11) 「E」ホールディングスは仮名。2015年当時、「C」、「D」を含むホールディングスがあった。現在は名称を変更している。また後記の参考文献表にはこの「E」についての企業紹介誌の情報は載せていない。
 12) 社長「O」は仮名。
 13) 参考文献としてO氏の著作（2012年出版）を用いている。業者を特定する情報であるため、書籍のタイトルは秘匿する。また後記の参考文献表にはこの書籍情報は載せていない。
 14) 図1、2の写真は2016年7月14日著者撮影。



図2 供養を待つ遺品

「C」の事例(1)¹⁵⁾——廃棄される遺品

作業現場は尼崎市の線路沿いにある一軒家であった。この家の居住人であった女性は2015年の初頭に亡くなる。夫とは死別し、20年近くひとり暮らしをしていた。当時、遺品整理の依頼者である実娘は遠方に居住しているため女性の身の回りの世話は介護ヘルパーに任せていたという。そのため月に2、3度様子をみに行く程度であった。死後は居住者を失った家をその娘が1年半ほど管理していたが、その娘は神奈川で生活しており、この家と遺品の管理も月に1、2回来て、空き巣が入っていないかを確認するのみで、遺品の片付けも進まずそのままになっていた。今回の作業は依頼者である娘が不動産業者に家の売却を願い出たことにより、住居に残された家財の処分が必要となったためである。しかし、依頼者ひとりではこの家を掃除するの困難なため、遺品整理を業者に頼むこととなった¹⁶⁾。

「C」の遺品整理作業では、見積りに向かった作業員が現場作業責任者となる。まず、責任者は、各自自治体の環境局や美化センターに問合せ、自治体の処分方法を把握する。ここで一般廃棄物としての分別方法、指定袋等を確認する。廃棄物の分別は自治体ごとに基準が異なるため、燃えないゴミや燃えるゴミの違い、専用の回収袋の種類などを依頼ケースごとにすべて問合わせることとなる。産業廃棄物は行政の許可を得た上で処分されているが、その場限りで行われる遺品整理で出る廃棄物は、一般廃棄物として家庭ごみの基準で処理が行われる。

今回の作業は、業者が入るまでに部屋にある使えるものや金銭といったものはすでに遺族らによって回収されており、依頼内容は住宅にあるすべての遺品の廃棄であった。「C」では、遺族に必要とされない遺品を不用品と呼ぶ。業者が遺品整理作業に入る前には、依頼者から遺品の所有権を業者に移譲するという旨の書類にサインをもらう。これで遺品の相続の権利を遺族が業者に譲渡するという内容の契約が結ばれる。

本件の作業日の前日まで、家には仏壇が置かれたままであったが、寺院に頼んで魂^{たましい}抜き¹⁷⁾をしてもらったあと、処分したという。作業当日の朝には、遺品整理業者のほか、金庫の処理として鍵屋、エアコンを回収する電器店の店員が来ていた。

遺品整理業者としての作業は部屋のなかにある遺品を外へ運び出す作業である。一見整然とした部屋であっても、その引き出しや押入れのなかには遺品が詰まっている。

不用品となった遺品を運び出していくなかで、「C」はリユース品として家電、皿なども持ち帰る。このような古物¹⁸⁾の再使用¹⁹⁾はリユースと呼

15) 調査日は2016年9月6日である。

16) 不動産の売買の相談は多く、「C」は不動産業者と提携し事業を行っている。また遺品が片付けられた後の要望が部屋の清掃へと続くように、専門のハウスクリーニング専門業者とも提携がある。

17) 住職に経を唱えてもらうことで霊性を取り去る儀礼的行為。お性根抜きも同義。

18) 古物営業法(昭和24年5月28日法律第108号)第2条第1項で、「『古物』とは、一度使用された物品(鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類(船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。)で政令で定めるものを除く。以下同じ。)若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう」。

19) 循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)、第2条第5項では、リユースに当たる「再使用」を「一、循環資源を製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む)および「二、循環資源の全部または一部を部品その他製品の一部として使用すること」と定義している。



図 320) 廃棄において危険物とされる遺品



図 421) 前庭に運び出された遺品

ばれる。遺品整理においてはそれらがある分だけ廃棄物としての処分量が減るため、処分代金が減るのである。ここで皿類はダンボールの箱に詰めなおされる。また引き出しを開ける際には、現金や金券などがいないか確認しながらも、出てくるものを燃えるゴミ・燃えないゴミに分類して、それぞれ透明のビニール袋に詰めていく。一方、鉄は尼崎市では回収できないため、集めたそれらは「C」の作業所に持ち帰られ、仕分けされる。また、灯油、スプレー缶などの危険物もその場で処分せず、業者の作業所まで持ち帰る（図3）。

引き出しや押入れから出てくるものは常備薬、介護手帳、裁縫道具、便箋など、一般の家庭に常備してあれば便利なものだが、この日にはすべて不用品とされた。クローゼットからは大量の衣服が、また部屋に残されていた中身が入ったままの瓶ビールや紙パックの日本酒、ウイスキーなどが現れた。

遺品をすべて出し終え、掃除機で部屋に落ちた埃を吸い取り尽くすと屋内作業は終了となる。そうしているうちに運び出された遺品で家の前庭が埋まってしまった（図4）。依頼者の娘もその量におどろき、それらの写真を撮って友人にメールで送ってみせていた。遺品の屋外搬出が終わるとごみ収集車でこれらを回収する。このごみ収集車は遺品整理業者「C」が手配したものである。遺品の家具も横倒しにされ、頭から入れ込まれると



図 522) 廃棄される遺品の家具

ごみ収集車の取入口に噛みちぎられていく（図5）。家具の木やガラス、金属の破片といったものはごみ収集車に碎かれると同時に、はじき出されて外に飛んでくる。足元には色褪せた古い写真が散らばっているのが見えたが作業は慌ただしくも淡々と進んでいく。庭一面を覆い尽くす遺品は、ごみ集収車に轟音を立てながらプレス機構に圧縮され、飲み込まれていった。遺品全体の8割ほどでごみ収集車1台が満杯となり、ごみ収集車二台を使って庭に出されたすべての遺品はそこから姿を消した。家庭ごみと同様、廃棄物として遺品は回収され、自治体の処分場へと運ばれていった。

一方、自治体にて処理されない鉄くずや家具などが業者の2トントラックも満杯にした。作業後、道路には回収車から漏れ出た廃液の匂いが立

20) 2016年9月6日著者撮影。

21) 2016年9月6日著者撮影。

22) 2016年9月6日著者撮影。



図 6²³⁾ 立ち込める臭いに水を流す

ち込めていたため、周辺の住人に配慮するかたちで、水でそれを洗い流してから、業者はその場から立ち去った（図6）。

業者の倉庫に到着すると、持ち帰られた遺品の分別が行われる。小型家電等を含む金属類は業者作業所の仕分けコンテナにためられる。この分別用コンテナに作業現場で回収した鉄くずを作業員が投げ込んでいく。

「C」の事例（2）——継承される遺品

午前7時15分には西宮市の「C」の社屋を出発し、社員と遺品整理の見積りに向かった²⁴⁾。今回の見積りの行き先は滋賀県東江市である。西宮市から高速道路を使い、片道二時間をかけ、現場へ向かった。

この滋賀県の事例では、葬儀社からの紹介で「C」に見積り依頼がきていた。これは依頼者がある葬儀社の主催するセミナーに出席し、遺品整理業者「C」のことが紹介されたことによるものである。見積もり後は、その進捗を紹介先の葬儀社にも報告する。

今回の事例は、遺品整理後も依頼者である遺族が住み続ける家である。山と田園に囲まれた町の一軒家が遺品整理を要求される空間である。依頼者はここで一人暮らし50代男性。この家は男性の実家で、実父母が住んでいた。男性はもともと京都や大阪で働いていたが、父母の死後約1年がたち、この家にもどってきたという。まず、2階

の一部屋の整理が依頼として持ちかけられた。以前男性が大阪で住んでいたときの賃貸マンションを解約するために、そこに置いた荷物を持って帰り、この部屋に入りたいのだそうだ。広さ8畳ほどの部屋にはタンスが4つ、ダンボールや、紙袋やビニール袋に詰められている服やタオル、引き出物でもらうような食品、食器など、見えそうで使われることのなかった遺品が部屋のなかで背丈ほどの壁を作っていた。男性は両親の死後、この部屋に何が置いてあるか詳しく見ておらず、よく知らないという。

だが、この依頼者には遺したい遺品があった。部屋には母の嫁入り道具である桐のタンスがあり、またどこかにもへその緒があるといい、それらは処分しないで欲しいと依頼した。その他の遺品は不用品であるそうだが、「母親のお遍路の装束があると思う」など、途中から思い出話とともに必要な遺品が次々と指摘されていく。

一方で、加えて話を聞いていると、遺品以外にも家全体について処分してもらいたいものも思いつくようになってくる。二階の廊下にも引き出物や使っていないダンボール箱が積み重なっており、それらも処分して欲しいという。一階に降りると玄関に靴棚が二つ、中には両親の靴がびっしりと詰まっていた。これらも依頼者から全部処分の指示を受けた。一方、靴箱の上には依頼者が現在も使っているガーデニング用品があり、それらは捨てるのは困るものだという。作業員は依頼者の取捨選別に従いメモを取りながら、続いてキッチンにある使っていない食品や食器、また庭の二つ物置（中は二畳ほどの広さ）のなかにある農具、石油ストーブやカーペットなどの処分希望のものを確認していった。これら処分予定の物品の体積から見積書は作成され、後日、業者が依頼者宛に郵送することとなる。最後に、「お見積りの個人情報等の取り扱いに関して」という業者側が提示する書類に依頼者のサインをもらい、見積りは終わる。

「C」の事例（3）——身寄りのない者の遺品

先ほどの滋賀の現場に引き続き、その足で三重

23) 2016年9月6日著者撮影。

24) 調査日は2016年9月8日である。

県松坂市での遺品整理の見積りに向かった²⁵⁾。滋賀県から三重県まで、また2時間ほどかけて車を飛ばして行く。次の依頼者は不動産会社である。依頼は、不動産会社の管理する賃貸マンションにて、身寄りのいない人の住んでいた部屋の後片付けとのことだった。このまま親族が現れない場合、今回の作業代金はこの不動産会社が払うこととなる²⁶⁾。

依頼者である不動産会社の立会いはなかったため、業者のみで見積りを行った。部屋の前に到着し、業者がドアをロックする。次に郵便受けから部屋を覗き、誰もいないことを確認してドアを開ける。部屋のなかに一歩踏み出すと、床一面に粘着感があり、靴底が離れるたびにネチャネチャと音がする。それも床だけでなく壁やそこにあるものすべてがベタついている。殺虫剤がまかれたのか、部屋の壁紙や床の接着剤の成分か、その正確な判別はできない。風呂場には水が張ったまま放置されており、腐った水の臭いが微かに漂ってくる(図7)。また猛暑のなか部屋が閉めきられたままになっていたことで、生活臭といったものが充満している。業者がバルコニーに続く戸をあけると新鮮な空気と日差しが部屋に注がれた(図8)。

遺品が遺されたままの空間は1ルーム、6畳バルコニー付き、トイレ風呂セパレートといった間取りであった。依頼の時点では、元の住人は病院で亡くなったと「C」は不動産会社から聞かされていた。部屋は住んでいた人間が病院に移動した直後の状態で放置されていた。部屋の真ん中には布団が敷いたままになり、枕元には吐血したような跡が30センチほどの円を描き残っていた(図11)。床に目を凝らしてみると布団を越えて1メートル四方ほど体液が広がった跡があった。この何かしらの体液は血液が中心であるためか腐敗臭はない。部屋にあった衣類でそれを適当に拭いたのであろう、そばにはそれらが入ったビニール袋



図7²⁷⁾ 水が張られたままの湯船



図8²⁸⁾ 居住者の死後、そのままの部屋

が口も締められずに置いてあった。崩れた衣装タンスは、汚れた床を拭くための衣類が誰かにむやみに引っ張り出されたことを示していた。

業者の見積りの目的は、部屋に残された遺品の量で作業人員と廃棄物量を推しはかること、提示する作業料金を決めることである。そして廃棄物を運搬する車両の停車空間の確認など、作業遂行の手順はこの時点で計画されていく。

しかしながら、この作業とは全く別の文脈で、

25) 調査日は前の事例に引き続き2016年9月8日である。

26) 身寄りのない遺体を遺族代わりに処分を進めていく後見人を務めるのが司法書士である。また病院で亡くなった場合、その後見人をその病院の医師が受け持つこともある。司法書士が死者の残した空間の契約関係を処理することや、行政へ死亡届を提出するなどによって、死の処理が進められる。澤井敦はこれらを法的死として「医師による死亡診断書や死体検案書を付して死亡届を区役所に届け出て、戸籍の記載変更をおこなうなどの法的な手続きによって死が確認される」(澤井2005:127)と説明している。

27) 2016年9月8日著者撮影。

28) 2016年9月8日著者撮影。



図 9²⁹⁾ 机の上におかれた薬



図 11³¹⁾ 遺された布団



図 10³⁰⁾ 整列する調理器具等

目に映る遺品に元住民の生活の情景が想起される。かつての住人の姿は遺されたひげそりなどのものから男性と推測される。キッチンには食後の食器がそのまま置いてある。住人はその性格上、この部屋の全ての物品それぞれに、置き場所を決めていたようである。押し入れにはフライパンや食器が丁寧に向きを揃えてある（図 10）。また机の隅を埋めるように一つ一つ切り取られ並べられた薬（図 9）、積み重ねられ整列するトイレトーパー、また、テレビの上には犬のぬいぐるみがちらを向いて置かれていた。

見積もり後、業者は作業実施の契約として必要な書類を依頼者に郵送する。後日そのまま話が進めば作業へと進んでいく。この現場ではリユースが可能となるような衛生的な食器も家具も家電製品もなく、業者「C」と不動産会社との契約が進

めば、ここにある遺品はすべて廃棄物として処分される。

4 むすびにかえて

以上の事例では、遺品整理業は依頼者に代わる遺品の処理の担い手として存在する。その依頼者にはまず遺族があげられ、彼らがない場合には、司法書士などの後見人らがあげられる。遺品整理業に依頼すると、まず見積りが行われ、遺品の量や作業員の人数、必要な作業用品などから業者によって料金が設定される。これに依頼者の合意が加わり、作業契約が結ばれ、業者による遺品整理へと進んでいく。

遺品となった仏壇や家具、そして身につけられていた衣服など、死者の過ごした空間には様々なモノが遺されている。それを処理する物品にあたって、まず、遺品整理業者「B」のN氏の語りに表れていたのは、死者が保存していた手紙を見つけた遺族や、そっと残しておいた遺品を持って帰る遺族の姿である。同様に、「C」の作業事例において、両親の遺品が遺された空間に住む遺族である依頼者が、桐のタンスやへその緒、お遍路の装束など、個別具体的な遺品を通して死者の生前のイメージを想起することを可能にしていたことが挙げられる。業種名に廃棄物処理ではなく遺品整理という言葉が用いられているのも、そこに「死者がいる」という意味が与えられているがゆ

29) 2016年9月8日著者撮影。

30) 2016年9月8日著者撮影。

31) 2016年9月8日著者撮影。

えである。遺族の記憶に頼って個別具体的な遺品に死者は見出される。このような死者についての記憶と遺品が結合したとき、それこそ残す価値のある代替不能のモノが現れる。これが形見となる。遺品がここで新たに形見として意味を持つからこそ、それは遺族に所有されている³²⁾。しかしながら、形見となりうる遺品は、あくまで、個人的な記憶において死者を思い起こさせることができるモノに限られている。

依頼者にとっては、すべての遺品が保存する、継承すべきものとしてあるわけではない。遺族が死者らとは同居していなかったということにも推測されるが、遺族と経験をともにしなかった遺品には所有者であった死者像を紡ぐまでもなく、形見となるものはほとんどないのである。しかし、すべての遺品を廃棄物として扱うことはできない。そこで登場する技術が供養である。遺品整理業者「B」の事例に「お焚き上げ」という供養のための選別があったように、遺品整理の空間では供養するモノ、すなわち供養品という分類がある。それは人格あるいは霊性が宿っていると認識されるがために儀礼的行為をとおして、ただのモノとして扱えるよう試みられる。

また、これら遺品の処理が要求される背景には遺品が残されたままの空間についても考える必要がある。モノが存在するためには、その入れ物となる空間が必要である。住宅はわれわれが寝食をとるうえで必要な空間であり、また所有物の保管場所としても機能している。しかし、所有者の死により、彼のいた住居には彼の所有物である遺品は残されたままになる。遺品だけでなく、住居にみるような「遺品が放置された空間があること」も問題視されるのである。「C」の事例(3)の依頼者である不動産業者にとっては、住人の死後そのままになった部屋は商品としての機能を果たしていないことが問題であった。遺族ではない

彼らには、この独居者の死とその遺品との関係は希薄であり、不必要なものであった。賃貸住宅は不断に新しい居住者を求め、そのための体裁の整備が行われる。このような空間の処理の担い手としても遺品整理業は要求されているのである。

本稿に載せられなかった事例については、次号以降に続く。

謝辞

調査協力をいただいた遺品整理業「B」、遺品整理業「C」の方々には大変お世話になった。ここに記して、心から感謝の意を表したい。

参考文献

- Ariès, Philippe, 1977, *L'homme devant la mort*, Paris : Édition du Seuil. (= 1990, 成瀬駒男訳『死を前にした人間』みすず書房.)
- 池内裕美, 2006, 「喪失対象との継続的關係——形見の心的機能の検討を通して」『関西大学社会学部紀要』37(2) : 53-68.
- , 2007, 「遺品や形見の持つ意味——対象喪失の心理」『セミナー年報 関西大学経済・政治研究所』139-52.
- 木村榮治, 2015, 『遺品整理士という仕事』平凡社.
- 大村英昭・井上俊編, 2013, 『別れの文化——生と死の宗教社会学』書肆クラルテ.
- 澤井敦, 2005, 『死と死別の社会学——社会理論からの接近』青弓社.
- Suzuki, Hikaru, 2000, *The Price of Death : The Funeral Industry in Contemporary Japan*, Stanford University Press.
- 玉川貴子, 2018, 『葬儀業界の戦後史——葬祭業者から見える死のリアリティ』青弓社.
- 吉田太一, 2006, 『遺品整理屋は見た!』扶桑社.
- 結城康博, 2012, 「葬儀業者・検視医・僧侶・遺品整理業者——予防と事後の取り組み」中沢卓実・結城康博編『孤独死を防ぐ——支援の実際と政策の動向』ミネルヴァ書房, 26-41.

32) 池内裕美(2006, 2007)は量的調査から、遺品の所有が死者との心理的な継続関係を構築することを示している。

Ethnography of Property Disposal Business (*ihinseirigyō*) (1): Cases from Takarazuka City and Nishinomiya City

ABSTRACT

This paper describes property disposal businesses in Takarazuka City and Nishinomiya City, and their disposal of the effects of the deceased (*ihin-seiri*), through participant observation. Originally, the treatment of such property was “cleaning up” after the death of an individual, called the sharing of keepsakes (*katami-wake*), and this was done traditionally by the family. Nowadays, we have a situation in which this role has been taken over by specialized industries, which means that the “market” will be cleared up. However, there are still almost no sociological studies on this disposal business.

According to our participant observation, since few items are handed down to the bereaved family as keepsakes, many of them become waste. Moreover, these businesses also process the residences of people who died without living relatives. However, in the disposal of an item that was not treated merely as waste, in addition, if according to the wishes of the client, a ceremonial memorial service (*kuyō*) may be held for it.

Key Words: property disposal business, keepsake, ceremonial articles (*kuyō-hin*)